

令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体 24団体

(1) 出資団体（10団体）

ア 出資比率1/2以上の団体 …………… 6団体

公益財団法人 小佐野記念財団
公益財団法人 やまなし環境財団
公益財団法人 山梨県下水道公社
山梨県住宅供給公社
株式会社 やまなしハイドロジェンカンパニー
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター

イ 出資比率1/4以上1/2未満の団体 …………… 4団体

公益社団法人 山梨県私学教育振興会
公益財団法人 山梨県緑化推進機構
公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
公益社団法人 山梨県畜産協会

(2) 補助金等交付団体…………… 4団体

学校法人 帝京大学【帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】
山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】
一般社団法人 山梨県トラック協会【山梨県運輸振興事業費補助金】
一般社団法人 山梨県森林協会（山梨県林業労働センター）【山梨県森林整備担い手対策事業費補助金（基金事業）】

(3) 公の施設管理団体 …………… 10団体

合同会社 カナエール【山梨県立聴覚障害者情報センター】
cowshi 金川の森パートナーズ【山梨県森林公園金川の森】
アドブレーション・共立・NTTファシリティーズ共同事業体【山梨県立県民文化ホール】

株式会社 ハイジの村【山梨県立フラワーセンター】
 株式会社 桔梗屋【山梨県立富士湧水の里水族館】
 富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】
 株式会社 かいすた【山梨県富士川クラフトパーク】
 やまなしフルーツパークパートナーズ【山梨県笛吹川フルーツ公園】
 アメニス山梨（桂川）グループ【山梨県桂川ウェルネスパーク】
 山梨科学推進グループ【山梨県立科学館】

3 監査対象期間

令和5年度

4 監査実施期間

令和6年9月26日～令和7年1月27日

5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

()は昨年度

・指摘事項のあった団体	1 団体	(2 団体)
件数	1 件	(2 件)
・指導事項のあった団体	1 0 団体	(1 2 団体)
件数	2 6 件	(3 1 件)
・注意事項のあった団体	9 団体	(9 団体)
件数	1 2 件	(1 1 件)
計	3 9 件	(4 4 件)

※指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体・・・ 1 1 団体 (5 団体)

7 指摘事項等の概要

○指摘事項（1 団体、1 件）

- ・アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体

前回の監査において、山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に、現金を収納したときは、金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない旨が定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れていなかったことから、指導事項としたが、今回の監査においても要綱

に定める期限内に金融機関への預入が行われていなかったものがあり、前回の指導事項が改善されていなかった。

○指導事項（10団体、26件）

- ・協定書等に定める事務処理が行われていないものや不備があるもの 11件
- ・現金の不適切な取扱事務 5件
- ・規程等に定める事務処理が行われていないものや不備があるもの 4件 等

○注意事項（9団体、12件）

- ・規程等に定める事務処理が行われていないものや不備があるもの 4件 等

第2 監査結果に基づく意見の概要

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて提出する意見の概要は次のとおりである。

○個別の意見（5団体、5件）

○総括的な意見

今回の監査において、指定管理業務に係る経費で購入された備品が県の備品として登録されていないものが散見された。指定管理施設の管理に関する基本協定では、指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができ、その備品の所有権は、指定管理者が当該備品を管理業務の用に供したときにおいて、県に帰属する旨が定められている。一方で、備品の定義や登録手続きが具体的に示されておらず、そのことが備品として登録されていない要因の一つと考えられることから、基本協定書等において、対象となる備品の定義と登録手続きを具体的に明示されたい。

また、指定管理施設の所管課においては、県が貸与した備品の現品確認とともに、管理業務に係る経費で購入された備品についても確認を行い、備品の登録漏れ等がないよう努められたい。